

山口県電子処方箋活用・普及促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県電子処方箋活用・普及促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、保険医療機関等に対して電子処方箋の導入等に係る費用を助成することにより、県が山口県第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けた環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。
- (2) 「大規模病院」とは、許可病床数が200床以上の病院をいう。
- (3) 「実施要綱等」とは、令和7年3月4日付け医薬発0304第5号厚生労働省医薬局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について」の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」及び令和7年3月4日付け厚生労働省発医薬0304第64号厚生労働省事務次官通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について」の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」をいう。
- (4) 「ICT基金補助要領」とは、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知、令和5年3月31日薬生総発0331第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知、令和6年4月1日医薬総発0401第1号厚生労働省医薬局長通知及び令和7年3月7日医薬総発0307第1号厚生労働省医薬局長通知による「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」をいう。
- (5) 「機能拡充補助要領」とは、令和6年1月25日医薬発0125第1号厚生労働省医薬局長通知「令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」、令和6年4月9日医薬発0409第8号厚生労働省医薬局長通知「令和6年度（令和5年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」及び令和7年4月4日医薬発0404第7号厚生労働省医薬局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（電子処方箋の機能拡充の

促進事業）実施要領」をいう。

- (6) 「初期導入」とは、保険医療機関等が I C T 基金補助要領の「第 2 交付対象事業」の 1 に規定される電子処方箋管理サービスを新規に導入（第 9 号の同時導入を除く。以下この号及び第 8 号において同じ。）するために行う必要機器の購入、レセプトコンピューター等の既存システムの改修、導入に附随する保険医療機関等職員への実施指導等をいう。
- (7) 「新機能」とは、機能拡充補助要領の「第 2 社会保障・税番号システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）」に規定される「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」「調剤結果 ID 検索」に関する機能をいう。
- (8) 「新機能拡充」とは、保険医療機関等が機能拡充補助要領の「第 3 助成対象事業」に規定される電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるレセプトコンピューター等の既存システムの改修、導入に附随する保険医療機関等職員への実施指導等をいう。
- (9) 「同時導入」とは、保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能拡充を同時に行うことをいう。

（交付の対象）

第 4 条 この助成金は、次の各号に掲げる電子処方箋管理サービスの初期導入、新機能拡充又は同時導入に係る事業を交付の対象とする。

- (1) 初期導入に係る事業（社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から I C T 基金補助要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた保険医療機関等が行ったものに限る。）
- (2) 新機能拡充に係る事業（支払基金から機能拡充補助要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた保険医療機関等が行ったものに限る。ただし、令和 7 年 4 月 4 日医薬発 0404 第 7 号厚生労働省医薬局長通知「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」の別表第 1 ないし第 5 に定める新機能（院内処方機能）の導入に係る補助を除く。）
- (3) 同時導入に係る事業（支払基金から I C T 基金補助要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた保険医療機関等が行ったものに限る。）

2 助成金の交付は、前各号の区分に応じ、1 施設につき 1 回限りとする。

（助成額の算定方法等）

第 5 条 この助成金は、実施要綱等に基づき、予算の範囲内で助成するものとする。

2 この助成金に係る総事業費は、前条第 1 項に掲げる区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) I C T 基金補助要領の「第 3 補助率及び補助限度額」の 5 に基づく補助金額の算定において、支払基金から電子処方箋管理サービスの初期導入に要した総事業費とされた額。
- (2) 機能拡充補助要領の「第 4 補助率及び補助限度額」の 6 に基づく助成金額の算定において、支払基金から電子処方箋管理サービスの新機能拡充に要した総事業費とされた額。

- (3) ICT基金補助要領の「第3 補助率及び補助限度額」の5に基づく補助金額の算定において、支払基金から電子処方箋管理サービスの同時導入に要した総事業費とされた額。
- (4) 前各号の総事業費について、支払基金から補助金等の一部が取り消された場合は、取消し後の補助金等額に応じた総事業費の額。
- 3 この助成金の助成率及び助成限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 大規模病院における前条の助成金に係る助成率及び助成限度額は、別表1のとおりとする。
 - (2) 前号に規定する大規模病院以外の病院における前条の助成金に係る助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。
 - (3) 診療所における前条の助成金に係る助成率及び助成限度額は、別表3のとおりとする。
 - (4) 薬局における前条の助成金に係る助成率及び助成限度額は、別表4のとおりとする。
- 4 この助成金の額は、次の順で算定するものとする。
 - (1) 第2項各号の総事業費に、前項で定める助成率を乗じた額を算定する。
 - (2) 前号の額と、前項で定める助成限度額を比較して、少ない額を交付額とする。
なお、算出された額に1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 保険医療機関等が、第2項第1号及び第2号の総事業費の両方に対し、支払基金から補助金等の交付決定を受けた場合は、前条第1項第1号及び第2号の区分に分けて助成金を算定するものとする。

(交付の条件)

第6条 この助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業（電子処方箋管理サービスの初期導入、新機能拡充若しくは同時導入又は第2項の医療費適正化に係る取組への協力をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 県の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らな

ればならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 前各号の条件に違反した場合には、助成金の全部又は一部を県に返納させることがある。

2 助成金の交付を受ける保険医療機関等は、医療費適正化に係る次の取組について、協力するものとする。

- (1) 電子処方箋の対応施設である旨を、施設内のポスター掲示、リーフレット配布等で周知すること。
- (2) 電子処方箋の活用・普及の促進に関する実態調査に協力すること。
- (3) マイナ保険証の利用率向上、特定健康診査の受診率向上、重複投薬等の抑制に関して推進できるよう、施設職員への啓発を行うこと。

(交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼実績報告書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 支払基金から交付された第4条に係る補助金等決定通知書の写し
- (2) 前号の補助金等申請において、支払基金から補助金等の交付対象とされた総事業費を証する書類の写し
- (3) 振込先の口座番号を確認できる書類等（通帳など）の写し

3 第1項の申請書兼実績報告書兼請求書のうち、請求書は、次条の規定による交付決定及び額の確定後に効力を発するものとする。

(交付決定及び交付額の確定等)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告の提出があった場合において、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付決定及び交付額の確定を行い、交付決定・確定通知書（様式第2号）により、助成金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(不交付要件)

第9条 助成金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 次のいずれかに該当する者が助成金の交付を受けようとする者の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその代表者）に含まれている場合
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（3）県税の滞納がある場合

（4）支払基金による補助金等の全部が取り消された場合

（5）前各号のほか、助成金の交付対象として適当でないと認められる場合

2 知事は、前項の規定に基づき、助成金を交付しないことと決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の交付を受けようとする者に対し、通知するものとする。

（申請の取下げとみなす場合）

第10条 知事が交付の決定を行った後、提出された申請書兼実績報告書兼請求書に不備があり、助成金の振込不能が生じた場合等であって、助成金の交付を受けようとする者に対して補正を求めたにもかかわらず、別に定める期限内に補正の措置が完了しなかったときは、助成金の申請が取下げられたものとみなす。

（状況確認等）

第11条 知事は、必要に応じて、次に掲げる場合に、職員等に命じて、交付要件を満たしていること又は不交付要件に該当しないことを確認するため、助成金の交付を受けようとする者の施設等に対して必要な確認、質問を行い、又は書面等の提出を求めることができる。

（1）申請書兼実績報告書兼請求書が提出されたとき

（2）その他、知事が必要と認めたとき

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

（助成金の返還）

第12条 知事は、助成金の交付を受けた者が、交付の要件を満たさない事実が明らかとなった場合や、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合、交付決定取消・返還通知書（様式第4号）により、当該者に対して交付した助成金について交付決定の全部又は一部を取消して返還させるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第13条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに、知事に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（書類の保存）

第14条 助成金の交付を受けた者は、申請に係る書類を、助成金の交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

（別表1）大規模病院

区分	助成率	助成限度額
初期導入	1／6	81.1万円
新機能拡充		22.6万円
同時導入		100.3万円

（別表2）大規模病院以外の病院

区分	助成率	助成限度額
初期導入	1／6	54.3万円
新機能拡充		16.7万円
同時導入		67.6万円

（別表3）診療所

区分	助成率	助成限度額
初期導入	1／4	9.7万円
新機能拡充		6.1万円
同時導入		13.5万円

（別表4）薬局

区分	助成率	助成限度額
----	-----	-------

初期導入	1 / 4	9. 7 万円
新機能拡充		6. 4 万円
同時導入		13. 8 万円

※ 別表の金額はいずれも税込み。